

第一百九十六回国会
衆議院

農林水産委員会議録 第二十一号

(三三六)

平成三十年六月六日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長

伊東 良孝君

理事

伊藤信太郎君

理事

坂本 哲志君

理事

福山 守君

理事

綠川 貴士君

理事

池田 道孝君

上杉謙太郎君

加藤 寛治君

神田 憲次君

西田 昭二君

藤井比早之君

古川 康君

山本 拓君

岡本あき子君

亀井重紀子君

関 健一郎君

金子 恵美君

田村 貴昭君

森 夏枝君

後藤 祐一君

岸 信夫君

西田 昭二君

藤井比早之君

古川 康君

木村 次郎君

金子 俊平君

稻田 朋美君

大西 英男君

木村 小寺

金子 裕雄君

木村 厚君

藤原 崇君

藤原 富路

石川 香織君

田村 拓馬君

岡本あき子君

岡本 健一郎君

金子 恵美君

田村 貴昭君

森 勉君

政府参考人
(外務省大臣官房参事官) 小泉 勉君政府参考人
(農林水産省政策統括官) 柿澤 彰君政府参考人
(農林水産技術会議事務局) 別所 智博君

農林水産委員会専門員 室井 純子君

委員の異動

六月六日

辞任

補欠選任

細田 健一君

大西 英男君

岡本あき子君

大串 博志君

広田 一君

高橋千鶴子君

田村 貴昭君

大西 英男君

岡本あき子君

大串 博志君

田村 貴昭君

大西 英男君

岡本あき子君

大串 博志君

高橋千鶴子君

田村 貴昭君

大西 英男君

岡本 健一郎君

大西 英男君

主要農作物種子法案(内閣提出第四三号)(參議院送付)

主要農作物種子法案(後藤祐一君外九名提出、同月六日)

都市農地の貸借の円滑化に関する法律案(内閣提出第四三号)(參議院送付)

主要農作物種子法案(後藤祐一君外九名提出、は本委員会に付託された。)

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

は本委員会に付託された。

主要農作物種子法案(後藤祐一君外九名提出、

衆法第一三号)

○伊東委員長 これより会議を開きます。

後藤祐一君外九名提出、主要農作物種子法案を議題といたします。提出者より趣旨の説明を聴取いたします。後藤祐一君。

○後藤(祐)議員 ただいま議案となりました主要農作物種子法案につきまして、提出者を代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明申上げます。

本日は、この審議の場をいただきまして、委員長、理事の皆様方、委員の皆様方に改めて感謝を申し上げたいと思います。

主要農作物の優良な種子の生産、普及の促進を目的とする主要農作物種子法は、本年四月一日をもつて廃止されました。しかし、その際の議論は、農業者等からのヒアリングが実施されるわけでもなければ、政府が種子法廃止の根拠として挙げていた、民間事業者の品種開発意欲の阻害という点について明確な根拠が示されるわけでもない。民間事業者の品種開発意欲の阻害といふ、他法案の審議とあわせてわずか数時間でその審議を終えるなど、拙速なものでありました。

また、政府からは、種子法を廃止しても問題はないのではないかのような答弁がありました。種子法の廃止後間もなく、大阪府を始め複数の都道府県において今後種子生産に関する審査や証明業務につき民間団体に移行を進める意向があるとされ、将来的な種子価格の高騰の可能性が生ずるなど、早くも政府の答弁とは異なりかねない事態に陥つております。

さらに、種子法廃止後の政府の運用方針を見るに、都道府県の役割を民間事業者による種子生産への参入が進むまでの間といった、あくまで时限的なものと位置づけており、これは、種子法の廃止後も都道府県による取組を後退させないことを掲げた種子法廃止法の附帯決議の趣旨に沿つたものとなつていないと言わざるを得ません。

そして、このような状況の中で、多くの農家が、主要農作物の優良な種子の安定的な確保に不安を抱えております。このよう多く問題や不安を早急に解決し、あるいは解消する必要があることから、本法案を提出したところであります。次に、本法案の概要を説明いたします。第一に、廃止前の主要農作物種子法の内容をそのまま復活いたします。すなわち、主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産について圃場審査その他の措置を行うなど、都道府県主体での優良な種子の生産、普及体制を堅持いたします。

第一に、都道府県が有する種苗生産に関する知識の民間事業者への提供を促進する旨を定める農業競争力強化支援法第八条第四号を削除いたしました。このような施策は、不必要に我が国の種子生産に関する知見の国外流出を招きかねず、かえって我が国農業の国際競争力が低下するおそれがあるからです。

第三に、国及び都道府県が、国内外の多様な需要に応じた主要農作物の生産の確保に資するため、国内の民間事業者の能力を活用した主要農作物の種子の安定的な生産及び普及が図られるよう配慮する旨の規定を設けることとしております。これは、廃止前の種子法の運用に際しまさまで指摘されていた民間事業者の参入について、しつ

かり門戸が開かれていることを明記するものであります。

以上が、本法案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ、御審議の上、御賛同いただけますようよろしくお願ひ申し上げます。

○伊東委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○伊東委員長 この際、お詰りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として農林水産省政策統括官柄澤彰君、農林水産技術会議事務局長別所智博君、総務省大臣官房審議官境勉君及び外務省大臣官房参事官小泉勉君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊東委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○伊東委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。石川香織君。

○石川(香)委員 おはようございます。立憲民主党の石川香織でございます。(発言する者あり)ありがとうございます。

トツババッターというのも緊張しますし、きょうは答弁していくだく皆様のメンバーもいつもとは違いますのでちょっと緊張しておりますけれども、よろしくお願ひいたします。(発言する者あり)

ことしの三月末をもつて廃止になりました種子法でありますけれども、私の地元であります北海道十勝でも非常に不安が広がっておりました。そもそも種子法というものの自体を知らないという方も多かったですし、廃止になつたといふこともよくわからなかつたという方も結構多かつたという方が私の認識であります。

まず、ちゃんとした議論がなされていなかつた、それから、国民の皆さんに認知されるまでしつかり議論がされていなかつたのではないかというのが私の感覚でありますけれども、種子法廃止の直前になつてからも、私の地元では、市民団体の皆さんのが自主的に勉強会をされたり、あと私は山田正彦元農林水産大臣をお招きして講演会をしたり、種子法について知りたいという気持ちが非常に皆さん強いというのを私も感じております。

まず、一番最初にお尋ねをいたしますけれども、種子に対してどのような認識を持っているかということに対しても、提出者それから政府にお伺いをしたいと思います。

○神谷(裕)議員 お答えをいたします。

まずもつて、この委員会におきまして、主要種子法の復活法案、御審議をいただきますことを、心から御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

今、石川議員から、種子についてお尋ねをいたしました。

素直に、種子について、種について辞書を引いてみますと、当然、植物が発芽するものになるものであるとか、あるいは、種苗については、植物の全部又は一部で繁殖の用に供されるものというような書きぶりとなつておりますけれども、それがだけでは当然ありません。この委員会では皆様方が思つておる、種子というの非常に大事なものでございます。

競争力強化支援法や附帯決議でもありますように、戦略物資であり、国家戦略・知財戦略として、民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築する。そのようにされているところであります。

この考え方方は今後とも一貫して変わらず、官の力に加え民の力を生かした種、麦類及び大豆の種子の開発・供給体制の構築を進めることによりまして、農業を成長産業とし、農業者の所得の向上というものを図つてまいりたいと考えております。

これまで、種子法の枠組みの中で都道府県が計画的に種子需給を調整する役割を果たすことによって、各地域の栽培条件や多様化する消費ニーズに応じた優良品種を安価かつ安定的に生産供給し、競争力の高い農業生産と食料の安定供給の実現が図られてきました。

このような事情を考えれば、私たちは、今後も都道府県を主体とする優良な種子の生産・普及体制は堅持すべきだと考えます。そこで、このたび野党共同で種子法復活法案を提出いたしました。

○石川(香)委員 ありがとうございます。

やはり種子生産に関する業務が民間に移行するということに対して不安が広がっているということとあります。

先ほど亀井委員からお話をありましたけれども、今全国でどんな動きがあるかといいますと、例えは、大阪府、和歌山県、奈良県の三府県から、二〇一八年度から水稻の種子生産に関する審査、証明業務を実施主体として行わないという方のものだということは共通している認識だと思います。

その上で、この大切な種子をどう守っていくかということになるんですけども、農産物の安全性でありますけれども、今回、種子法を復活させるべきだという声が非常に多かつたというのは、私も冒頭お話をさせていただきました。

ここで、改めて、この復活法案を出された背景、それから、その思いなども提出者にお伺いをしたいと思います。

○亀井議員 お答えいたします。

種子法が廃止されたことによつて、種子の生産、流通、販売までが一握りのグローバル種子会社に独占され、その結果、種子や農作物の価格が高騰する、在来の多様な種資源が失われる、消費者の選択の幅が縮小する、全国の農業に携わる方々の中でもそういう懸念が広まつております。

これまで、種子法の枠組みの中で都道府県が計画的に種子需給を調整する役割を果たすことに

<p>針を決めているという記事がありました。代替措置としては、業務を種子生産の関連団体に移行するという方針だということです。</p> <p>全国で少し混乱が起きているというところもありますけれども、この事実関係についてお伺いをしたいと思います。</p> <p>○柄澤政府参考人 お答えいたします。</p> <p>平成三十年六月の時点におきまして、農水省が都道府県の担当部局からお聞きしたところ、全ての都道府県におきまして、平成三十年度も前年度とおおむね同程度の予算を計上し、種子供給に関する事務を実施する方針であるというふうにお聞きしているところでございます。</p> <p>御指摘の三府県を含めまして、種子の審査関係業務などを種子協会に委託することなどを検討されているところもあると承知をしておりますけれども、そのような場合におきましても、府県が種子の品質面に責任を持つ、そして、府県が種子の供給に当たって必要な予算措置を講ずるということで、農業者への種子の安定的な供給に大きな影響が生じないように配慮するというお考えを関係府県からお聞きしているところでございます。</p> <p>一方で、他県や民間企業にも良質な種子を供給できるよう原種生産の施設を新たに整備する県ですとか、種子产地強化計画を策定する地域において、種子生産の担い手の掘り起こしや技術継承等を新たに支援する県といつよくなところもござります。</p> <p>従来以上に種子供給に力を入れる県も出てきているというふうにお聞きしておりますので、今後とも、都道府県における業務の検討実施状況についてよく注視をしてまいりたいと存じます。</p> <p>○石川(香)委員 予算措置でありましたり、府県の責任ということのお話もありましたけれども、先ほどの三府県を例にしますと、仮に種子生産を関連団体に移行するということになりますと、当然、業務が移ったことでいろいろな団体の費用の負担が大きくなります。そうしますと、その負担はさまざまなもので価格に反映される可能性が</p>
<p>あります。</p> <p>この法案では民間事業者に対する一般的な配慮というのを規定しておりますけれども、これは国内の民間事業者に限定をしております。</p> <p>この理由について、提出者にお伺いをしたいと思ひます。</p> <p>○神谷(裕)議員 御質問ありがとうございます。</p> <p>民間に絞つておられる理由でございますけれども、委員御指摘のとおり、あるいは政府でもそうでございますけれども、民間活力を生かしていく、これは非常に重要なことだらうというふうに思ひます。</p> <p>我々も認識をいたしておるところでございます。</p> <p>民間活力を生かした主要農作物の種子の生産、普及体制そのものを構築していくこと自体は、大変に重要な問題でございます。</p> <p>しかしながら、もう一方で申しますと、近年の種子の市場の動向を見てみますと、その生産や流通あるいは販売、こういったところが、一握りの国際的な種子の会社によって集中しているという状況にあるのかなということもまた一部事実でございます。</p> <p>このような状況を踏まえますと、海外事業者に対する安易な配慮はそういった企業さんをもうけさせるだけでございまして、その結果、種子や農作物価格の高騰や、在來の多様な種資源の消失、消費者の選択の幅が縮小するなどの懸念が、全国の農業にかかる方々を中心に多く持たれているというふうに承知しております。</p>
<p>○石川(香)委員 ありがとうございます。</p> <p>現場の声が第一であるというのは皆さん共通の思いだと思います。ただ、このような経済合理性至上主義それから市場原理主義的な農政は弊害を生むのではないかという懸念が生まれてくるわけであります。</p> <p>野党といたしましては、そういった形ではない、地域農村、農業が安定的に続くという農政が必要ではないかと思います。そういう意味で、戸別所得補償制度の復活も含めて提言していくことが大切ではないかと思いますけれども、このあたりについてのお考えをお聞きしたいと思いまます。</p> <p>そこで、本法案では、配慮の相手方について消費者の選択の幅の縮小等の弊害を招きかねないのではないかというふうに考えておるところでございます。</p> <p>○石川(香)委員 ありがとうございます。</p> <p>今お答えいただきました、その観点からお話をさせていただきますけれども、現在の農政の形成におきましては、規制改革推進会議の影響が極めて強いのではないかと思います。</p> <p>農政の現場の実態から少し乖離をしました机上の空論的な農政になりつつあるのではないかといふ懸念がありますけれども、このことについてもお考えをお聞きしたいと思います。</p>
<p>○金子(恵)議員 お答えいたします。</p> <p>現在の我が国においては、安倍内閣農政のようないくつかの政策に特化し、経済合理性至上主義や市場原理主義を偏重する農政ではなく、地域や農村が安定的に守られるような、地域政策も一体化した農政こそが真に求められております。そのためには、地域や農村の中核となる農業者の所得確保こそが重要な政策であります。</p> <p>このためには、戸別所得補償制度の復活が求められるところでございます。近々、野党共同で</p>

農業者戸別所得補償法案を提出することを考えておりまして、農林水産委員会においても真摯に検討することをお願いしたいと思います。

○石川(香)委員 戸別所得補償制度の復活も含めて今お話をありましたけれども、ぜひ、この農林水産委員会でも審議される日を待ち望んでおりましたので、このあたりもしっかりと取り組んでいただきたいたいと思っております。

質問にまた戻ります。

種子法廃止を受けまして、国内ではどういう動きがあるか。先ほどの三府県のお話もありましたけれども、新潟、兵庫、埼玉の三県では条例を制定するという動きがあります。けさの新聞では、北海道でも、農民連盟が北海道に種子法にかかる条例の制定を要請したという記事もありました。

二〇一八年度は全都道府県が種子関連事業をおむね維持するということを話しておりますけれども、よく見られるのは、この一八年度はという言葉の方であります。そうすると一九年度以降はどうなっていくのかという疑問が浮かぶんですね。でも、一九年度以降はどのようになっていくイメージをお持ちなのか、政府にお聞きしたいと思います。

○柄澤政府参考人 今、委員から御指摘ございましたように、この六月時点では、農水省が全都道府県の担当部局からお聞きしたところ、全ての全都道府県におきまして、平成三十年度も前年度とおむね同程度の予算を計上し、種子供給に係る事務を実施する方針であるというふうにお聞きを正在るところでございます。

その際、都道府県が稻、麦類及び大豆の種子の生産や供給に係る業務を実施するに当たりましては、種子、種苗行政に関するニーズの的確な把握や農業者が必要とする種子の調達状況の調査を行った上で、民間事業者の育成品種の適正な取扱いや種子生産における民間事業者との連携を十分に考慮しております。

したがいまして、今後は、都道府県のみならず

民間事業者も含めた形で、国の総力を挙げて、需

要に応じた種子の供給が行われる体制が構築され

ていくものというふうに考えていくところでござ

ります。

○石川(香)委員 優良品種の維持と供給に行政の関与は不可欠であるというのは、各都道府県の強

い認識だと思います。やはり各地域の気候に適し

た独自の品種を開発していくということに対す

は、それぞれの都道府県の責任というのが非常に

大きな役割を果たしてきたと思います。

一方、将来にわたって安心・安全な食料を確保するためには、やはり知見の提供については慎重に行われなくてはいけないとも感じております。

民間事業者が参入することへの新たな可能性と

いうのももちろん大切でありますが、このこと

と、それから安心・安全な食料確保についてどう

バランスをとつていくのか。これは政府と提出者

にお伺いをしたいと思います。

○齋藤国務大臣 繰り返しますけれども、種子は

重要な戦略物資でありまして、将来にわたって食

料の安定供給を図る上でも、種子を安定的に確

保・供給していくことが大変重要と認識していま

す。

○齋藤国務大臣 繰り返しますけれども、種子は

重要な戦略物資である、種子が農と食の根幹であ

るがゆえに公共の資産と位置づけられる以上、種

子の生産に関する知見の蓄積や提供についても、

国や都道府県の公的責務としてしっかりとコミッ

トしていく必要があると考えております。

他方で、不必要な規制や不適切な運用を見直し

た上で、民間参入を促しつつ種子の安定的な生

産・普及を図ることは重要であり、そのことは我

が国経済の健全な発展へとつながるものだと考

えております。

そこで、本法案では、国や都道府県の公的責務

を基本としながらも、民間活力の導入の促進にも

配慮する観点から、附則第三条において、国及び

都道府県が、国内の民間事業者の能力を活用した

主要農作物の種子の安定的な生産及び普及が図ら

れるよう配慮する旨の規定を設けてございます。

○石川(香)委員 ありがとうございます。

一番最初に質問させていただきました、種子、

農と食の根幹であるというお話をから始まりました

けれども、私も全くそのとおりだと思います。そ

の上で、種子をどう守つていくか。

やはり種子から農産物が育つて、それを

体に入れるわけですから、そういう意味で人間

のこれから未来に対しても非常に大切な部分で

あるというのがよくわかりました。種子の研究そ

れから管理に関して、公的責任ももちろん必要で

あるという重要な点もありますし、その一方で、

やはり民間事業者の能力というのをどれくらい引

き出していくのかと、いうことも大切なことだと

思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

昨年度をもつて廃止をされた種子法ですが、通

常であれば新たな法律をつくると同時にこれまで

の古い法律を附則でもつて廃止するところ、昨年

重要な場合には国に相談していただくよう周知徹底しているところであります。

繰り返しますが、知見の提供に際しましては、我が国農業の国際競争力強化に貢献するかを判断し、適切な措置等を講ずることにより、民間活力の活用と食料の確保の両立を図つてまいりたいと認識だと思います。

○亀井議員 お答えいたします。

先ほどの答弁にもありましたとおり、種子とは

大変大事なものである、種子が農と食の根幹であ

るがゆえに公共の資産と位置づけられる以上、種

子の生産に関する知見の蓄積や提供についても、

国や都道府県の公的責務としてしっかりとコミッ

トしていく必要があると考えております。

他方で、不必要な規制や不適切な運用を見直し

た上で、民間参入を促しつつ種子の安定的な生

産・普及を図ることは重要であり、そのことは我

が国経済の健全な発展へとつながるものだと考

えております。

そこで、本法案では、国や都道府県の公的責務

を基本としながらも、民間活力の導入の促進にも

配慮する観点から、附則第三条において、国及び

都道府県が、国内の民間事業者の能力を活用した

主要農作物の種子の安定的な生産及び普及が図ら

れるよう配慮する旨の規定を設けてございます。

○石川(香)委員 ありがとうございます。

一番最初に質問させていただきました、種子、

農と食の根幹であるというお話をから始まりました

けれども、私も全くそのとおりだと思います。そ

の上で、種子をどう守つていくか。

やはり種子から農産物が育つて、それを

体に入れるわけですから、そういう意味で人間

のこれから未来に対しても非常に大切な部分で

あるというのがよくわかりました。種子の研究そ

れから管理に関して、公的責任ももちろん必要で

あるという重要な点もありますし、その一方で、

やはり民間事業者の能力というのをどれくらい引

き出していくのかと、いうことも大切なことだと

思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

昨年度をもつて廃止をされた種子法ですが、通

常であれば新たな法律をつくると同時にこれまで

の古い法律を附則でもつて廃止するところ、昨年

の国会で主要農作物種子法の廃止法として提出されたことは極めて異例であります。

昨年の春に、規制改革推進会議の意見を踏まえた農業競争力強化プログラムに基づく農業競争力強化支援法など、八つあった法案に潜り込ませるような形で種子法の廃止が決まつたことは、当時まだ私は現職ではありませんでしたけれども、農業県、米どころの秋田に暮らす者として、地元の生産者から不安の声を受けとめました。

廃止法の政府からの提案理由も、最近における農業をめぐる状況の変化に鑑み、主要農作物種子法を廃止する必要がある、これがこの法律案を提出する理由であるという、この一文だけで、ほんのわずかな質疑時間既定路線、結論ありきで廃止されてしまつたと言わざるを得ません。

種子法は、原種、原原種の生産や普及させるべき優良品種の指定、そして、種子生産圃場の指定や検査を都道府県に義務づけることによって、稻や麦類、大豆、こうした穀物種子の国内自給の確保や食料安全保障に寄与し、地域それの風土や気候に合った種子づくりを支えてきた、これは重い法律なんです。国の食料主権のあり方が大きく揺らぐ懸念が拭えません。

十三道府県、全國六十四の地方議会からも、種子法廃止に伴い万全の対策を求める意見書が出されております。このうち秋田県からは、十九の地方議会から意見書が付されました。農業者団体から、県が引き続き農作物の種子の生産、普及に中心的な役割を担うよう強い要請があることを受けとめ、法律や制度でそれを担保することは不可欠だと私は思います。

秋田県では、優良な種子が安定的に供給されなくなつたり、種子が値上がりすることへの不安の声が生産現場に広がつてることを踏まえて、主要農作物種子基本要綱を策定しています。この要綱に基づいて、生産対策協議会を設置し、種子の需給調整と生産計画を立て、引き続き生産者に優良な種子を安定供給するといふようにしていま

す。

種子法の廃止を受けて、秋田のように要綱に基づく対策をとるところがあります。また、新潟、兵庫、埼玉、この三県では既に独自に条例を制定し、施行しているところですが、こうした都道府

県は、法事が成立した場合にはどのような対応を

することになるんでしょうか、伺います。

○閔(健)議員 お答えを申し上げます。
冒頭申し上げますが、本法案は、ことし四月一日に廃止された主要農作物種子法に定められた内容をそのまま復活させることを主な内容とするものであります。

その上で、現在の状況を申し上げると、種子法の廃止後、埼玉県、新潟県、兵庫県が既に種子法にかわる条例を制定し、施行していると承知をしています。また、三県以外の都道府県でも、要綱などの内規を定め、対応に当たつていると聞いています。

これらの条例や要綱を全て詳細に検討したわけではありませんが、おおむね廃止された種子法に基づき、従来から都道府県が行つてきた事項を明文化することをその中核とするものであります。

したがいまして、この法律案が成立した場合で

も、本法案と条例などが矛盾を生ずるということはないことから、都道府県が条例などの改正を強いるものではないということは認識しております。

現段階での民間企業への政府の支援体制の具体例としましては、農研機構におきまして、ジーンバンク事業を通じて国内外から収集、保存してありますさまざまな特性を有する遺伝資源を、民間企業などのリクエストに応じまして育種素材として提供するとともに、各種の研究開発プロジェクトにおいて、研究開発費に対する支援も行つているところであります。また、具体例としては、業務用向けの超多収米、あるいはビール用の大麦、牧草などの品種等の開発の支援を行つているところもあります。

また、民間の活力を種子の開発、生産に生かしていくべきという声には、更に具体的に応えていく必要があると認識しております。

その上で、種子生産は、国からの予算措置で賄われ、民間が参入するまでのハードルになつてゐるということも指摘されております。

そこで、確認させていただきたいんですけども、これまでの制度を維持する形で種子法を復活させることになると、民間の活力を種子の開発、生産にも生かしていくべきだという声にどのよう

に応えていけるでしょうか。

○閔(健)議員 お答え申し上げます。

民間の活力を生かした主要農作物の種子の生産、普及体制を構築することは重要な問題である

という認識は共有できていると思います。

廃止された種子法のもとでも民間参入は否定さ

れでおらず、むしろ、優良な種子の生産が確実と認められる場合には、民間事業者が育成した種子を積極的に奨励品種に採用するよう、都道府県に指導が行われてきたところであります。

このよだな指導ベースの法運用について、本法案では、附則第三条において、国及び都道府県が、民間事業者の能力を活用した主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び普及が図られるよう配慮する旨の規定を設け、明記をしているところであります。この規定に基づく配慮がなされるこ

とによって、民間活力を生かした主要農作物の種子の生産、普及体制の構築が期待できるものと考

えております。

現段階での民間企業への政府の支援体制の具

体化

す。

そして、具体的に申し上げますと、必要な手

続としては、品種登録、商標登録、種の提出をし

た後DNA鑑定をしてもらう、さまざまな煩雑な手続が必要になるわけです。

生産者の皆さんの方としては、奨励品種にして

くれという声よりも、いざ開発するというときに

は、商標登録、品種登録、そういうところにかか

る時間と経費の補助若しくは生産者への育成方法

の周知、まさにかゆいところに手が届く、こうい

うところに、民間事業者の能力を活用した主要農

作物の優良な種子の安定的な生産及び普及が図ら

れるよう配慮する、こういう具体的な、細やかな

配慮が求められるんだと認識をしております。

○閔(健)議員 この民間の活力の取組、地元で、事

例もいただきながら、奨励品種以外にも、時間、

経費のサポート、こうした取組というものを今具

体的にお話をいただきました。新たな条文が盛り

込まれることで、民間活力の活用はこの法案でも

可能であるというお答えでございます。

民間が開発する品種については、現状において

議論があります。

農水省の資料、きょうは配付しておりますが、

これでも、民間が開発した代表格であるみつひかり

という品種がございますが、この種子の販売価格

は二十キロで八万円です。都道府県が開発した品

種のおよそ十倍、高額なんですね、法外なんで

す。生産実績も四千四百十四トンと、これは全主

食用米の実績の〇・一%以下、余り普及が進んで

いないということなんですね。収量が多く安定して

いるという長所が挙げられている一方で、育苗に

神経を使う、コンバインが消耗、大型でないとだ

め、品種特性で一等米にならない、また、肥料を

通常稻の一・三倍から一・五倍ほど施さなければ

言われているようないい収量がとれないということも

指摘されています。奨励品種にはなり得ないとい

う現状農家の声がありました。

こういう状況下で、果たして、種子法の廃止が

生産資材としての種子の価格引下げにつながるで

米や麦の品種育成、奨励品種の普及に重要な役割を果たしてまいりました。

宮城県鳴子温泉地域のお米、ゆきむすびを紹介させていただきたいと思います。

この地域は、高齢化と過疎化に加え、山間豪雪地域という厳しい気候条件等によって、耕作放棄地が増加し、景観も荒廃するという危機に直面しておりました。二〇〇六年に、農家、観光関係者、加工、直販所グループなどが鳴子の米プロジェクトをスタートさせ、耐冷性が高く食味にもすぐれたゆきむすびを品種登録いたしました。食と農を守り、地域の活性化に結びつけてまいりました。ゆきむすびの栽培は、気象条件で五十ヘクタールほどにすぎませんが、適地が限られた品種の開発を行いながら、原種を維持し、必要に応じて生産、配布するという種子法の枠組みの中で支えてきたものであります。

佐賀県のさがびよりというのもあります。米の粒が成長する時期に高温が続いても、それに負けず高い収量と高品質な食味が維持され、台風にも強い銘柄であります。県農業試験場が佐賀独自の品種をと十年かけて開発してきたというふうに承知をしております。

○高橋(千)委員 まずは、ゆきむすびの紹介をいただいて、ありがとうございます。

観光ホテルのおかみさんたちが通常より高い値段であえて生産者の皆さんから買入取る、生産者の経営を支えながら、それがブランドとなり、地域の経済を支える役割を果たしています。私もお

邪魔をして、試食というか、普通に御飯を食べたことがあります。夢のようにおいしいのがゆきむすびでございます。

また、今、佐賀のさがびよりの紹介もいただきましたけれども、佐賀の唐津市に天川コシヒカリという米がありますけれども、本当に十数人の生産者でつくっています。私、台風被害で実は行つたんですけども、ですから、特A、本当に努力を重ねて特Aなんだけれども、品質が落ちてしまつた。だけれども、それでもおいしいですよね。

その努力に本当に敬意を表したいな、そういうことが積み重ねられてきたんじゃないのかなと思つております。

田村提出者も災害対策委員であるわけですが、近年の台風、豪雨など頻発する甚大な災害の背景に、やはり気候変動の影響が指摘をされています。

でも、それが農作物の品質低下にも影響を与えるとして、地球温暖化対策と合わせ、気候変動適応法が今国会で議論されていると

いると思います。また、それが農作物の品質低下にも影響を与えるとして、地球温暖化対策と合わせ、気候変動適応法が今国会で議論されていると

いうことも承知をしています。

改めて伺いますが、高温や災害に強い農産物を育てるためにも、国と都道府県の果たす役割は大きだと思います。気候変動適応においても種子法が必要だと考えますが、提出者の認識を伺いま

す。

○田村(貴)議員 地球温暖化は、異常気象と甚大な災害をもたらしています。したがって、被害の回避に向けましては、温室効果ガスの排出削減、緩和策です、これを進めるとともに、さまざま

な災害をもたらしています。したがって、被害の回避に向けましては、温室効果ガスの排出削減、緩和策です、これを進めるとともに、さまざま

きょうは、全体として短い時間ではありました

が、このような貴重な復活法案の審議ということ

が実現をしたわけですから、ぜひこれを生かし

て、種子法を戻していただきたいということを心

から訴えまして、私の質問いたします。

ありがとうございました。

○伊東委員長 次に、森夏枝君。

○森(夏)委員 日本維新の会の森夏枝です。

本日も質問の時間をいただきまして、ありがとうございました。

○伊東委員長 次に、森夏枝君。

本日も質問の時間をいただきました。

務づけてきたものでござります。

このようないわばフルセットの形で種子供給業務を

行ってきた結果、いわゆるブランド米の種子につ

いては多くの都道府県がそれぞれ供給を行つ一方

で、国全体として現在重要な多収

品種等の種子の供給に取り組む都道府県がほとんどないというようなことになりましたので、多様

な需要に応じた種子の供給に問題が生じてきたと

いうふうに認識をしたところでござります。

このため、種子法に基づく全ての都道府県に

対する一律の義務づけを廃止すると同時に、農業

豆について優良な種子の生産と普及を進める必要

があるとの観点から、都道府県に義務づけるため

に昭和二十七年に制定され、各都道府県が優良な

品種の開発に取り組んでこられたと認識をしてお

ります。

都道府県と農業協同組合が協力し、地域や文

化、地域の気候風土に合った優良銘柄、ブランド

米を多く開発し、さまざまな販売の御努力をされ

てきてると思います。

そこで、政府に伺います。

この法律は機能をしていたと感じております

が、なぜ廃止になったのか、大きな理由は何だった

のか教えてください。

また、廃止に当たり、都道府県や生産者など関

係者の御意見はお聞きしたのか教えてください。

島にも、そして台湾にも樺太にも売るわけですか
ら、これをわざか十三社でやるわけですから、も
うかつてしようがなかつたはずであります。
しかし、そのツケは大きくて、終戦後、本当に
日本の種子は劣化をしてしまいます。非常に効率
が悪い。そこにGHQが気づくわけです。それ
で、まず第一にやつたことは、やはり種子の品種
改良をやりなさい。そして増産に励みなさい、そ
のために農産種苗法をつくりなさいということで
できたのが農産種苗法、昭和二十一年の第一回の
国会でございます。これは農産種苗法というふう
になつております。そして、それから三年、四年
がたちました。

その上で、種子法が廃止された中で、都道府県の中では、種子の生産、普及に係る業務をみずから業務としては継続することはできないとして、民間移行を進めるところも出てきておりますし、また、中長期的な予算の確保が困難になるおそれといったことも指摘されております。

我々は、種子というのは、農と食を支える根幹であり、公共の資産と位置づけるべきだと思っておりますし、国と都道府県が公的な責務としてしっかりとこれを管理していくことが必要だというふうに考えております。

今回の種子法復活法案は、種子の公共の資産としての重要性を踏まえた上で、都道府県に対しても、種子の生産、普及について、種子法廃止前と同様の業務を継続していただくための基礎を与えるということと、国として都道府県を着実に支援していくという意味合いを持つものであって、決して都道府県の能力を軽んじてはいるのですが、あるいは、地方への分権あるいは地方自治を進めるという姿勢と何ら矛盾するものではないというふうに思っております。

実際、地方分権改革以降、地方公共団体に対する義務づけがいろんな形で見直されてきているといふことは承知しておりますけれども、種子の安定的な生産、普及というのは国として確実に担保すべきということを考えれば、この復活法案における都道府県に対する義務づけというのは許容される範囲だというふうに考えております。

続きまして、大きな塊の二つ目、附則二条と三条の関係でございますけれども、これは、種子の生産、普及についての国、都道府県と民間の間の役割分担についての考え方というのだが、現行制度と我々とでは少し異なるということなのかもしれません。

現行制度においては、農業競争力強化支援法八条四号と昨年の十一月十五日の農林水産事務次官通知をあわせて見ますと、現行制度における都道府県の役割というのは、あくまで民間事業者による種子生産への参入が進むまでの間といった過渡的なものとの位置づけであります。それはそれで、安定供給をこれからも続けていくわけです。それに、民間企業に対してその知見を提供しながら、新たな用途に応じた稲の品種開発していく、これはこれから求められることでありますので、民間事業者による種子の生産、普及は、この公的な責務と整合的な形で行われるべきというふうに考えております。この八条四号を附則二条で削除しているわけでありますけれども、これは、今申し上げたような我々の基本的な考え方と現行の強化支援法八条四号は相入れないということと、都道府県の種苗生産の知見を外国事業者も含めて提供を促進した場合、不必要に我が国の種子生産に関する知見の国外流出を招きかねず、食料安全保障の観点からも問題が大きいというふうに考えたことから、削除したことのございます。

他方で、この附則三條でござりますけれども、種子法廃止前には、民間事業者が開発した品種が奨励品種に採用される件数が少ないといった理由で、民間の品種開発意欲を阻害しているというような御指摘もなされております。それを踏まえまして、この法案では、国及び都道府県が、国内の民間事業者の能力を活用した主要農作物の優良な種子の安定的な生産、普及が図られるよう配慮する旨の規定を設け、明記しているところでござります。

したがいまして、この八条四号を削除するといふことと民間事業者への配慮を定めるということは、決して矛盾するものではありませんし、先ほど関提出者の方からも御説明がありましたように、引き続き、国あるいは都道府県として民間事業者を支える、こういった活動は可能だというふうに考えます。

都道府県の稲に対する、米に対する、種子への需要ももうそこで議論がとまつてしまふわけですね。

都道府県の稲に対する、米に対する、種子への需要ももう一點お伺いをいたしたいと思います。これは去年の十一月二十九日、亀井重紀子委員より質問されております。どうしても民間企業が、これまで守ってきた種子、財産です、優良な種子とうなことを感じざるを得ません。

まず、海外への知見流出に関する質疑であります。

月刊日本」という雑誌でござりますけれども、この中で、前の農林大臣の山田正彦さんあたりが書かれおりますのを読んでみますと、やはり誤認が多い、いろいろな誤解が多い。それから、NHKを始めとする報道機関も、ひたすらにこの種子法廃止に対する不安をあおる報道が多いというふうなことを感じざるを得ません。

まず、海外への知見流出に関する質疑であります。

それが、これは平成三十年四月五日、こよの四月五日の農林水産委員会で、金子恵美委員よ

りの質問でござりますけれども、民間事業者にも認められていました。

流出については、海外流出も含めての質問といふふうに理解をさせていただいておりますけれども、恐らくこれが契機となつて、今申し上げましたように、民間事業者にも認められていました。

これが、現地で栽培された収穫物が再度日本に逆輸入されるという事態も生じていたというふうに聞いております。

例え、納豆用の大豆として、北海道を始めとして広く栽培されているスズマルが輸入納豆用大豆から検出された事例なども、農水省の研究会で示されています。

これらが権利を侵害して海外に持ち出されたことは明らかであります。

農業競争力強化支援法第八条第四号は、國の講ずべき施策として、「都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進すること」と規定しています。この点について、政府の答弁によると、原原種圃や原種圃を設置する技術、高品質な種子を生産するための栽培技術、種子の品質を測定するための技術等について民間事業者に提供を促進するとしています。また、その知見の提供の態様や方法について、具体的な説明がなされておりません。そのため、国家戦略的な公共の資産でもある主要農作物の種子が今後更に

海外に歯どめなく流出してしまおそれのが生じております。

このような事態を招かないためにも、種子の生産、普及に関し、国や都道府県がその公的責務に基づいて、これまで以上にしっかりと管理する必要があると考えます。

○亀井議員 お答えいたします。

先ほど、種子法の制定、これまでの歴史的な経緯について、坂本委員から詳しい御解説をいたしました。

委員おつしやつたとおり、種子法が食料の増産を目的として制定をされたというのは事実でありますけれども、一方で、多種多様な品種を育成することに貢献したというのも事実だと思います。そして、それは国が予算づけをすることによって行われていたと認識をしておりまして、種子法が廃止されたことに伴い、現在、種子の生産、普及に係る業務の民間移行を進める都道府県も出てきております。また、現在は種子の生産、普及に係る業務を継続している都道府県についても、予算の確保の問題等から、今後、業務の継続が困難になるおそれがあると考えております。

そのような場合、種子の生産、普及に係る業務は民間事業者に委ねられることになりますが、民間事業者の場合、その性質上、利益の追求は重要な行動原理です。そして、種子企業の利益を最大化するのは、生産コストを最小化できる単一品種種子の大量生産、大量販売といった行動であると考えます。

一方、大きな気候変動や害虫の発生といった事態に備えるためには、それぞれの地域に合った多様な品種を維持することが重要です。そのため、例えば特定の地域ごとに異なる品種を開発する、また、多様化する消費者の嗜好性や用途に合わせた異なる良食味米を開発するといった局所的市場向けの商品開発というのは投資に見合った利益を期待できないので、企業戦略として除外されるおそれがあると考えます。

このように、種子法の廃止により、これまでの

公的種子が民間種子に置きかわることで種子企業の関心に合わない品種特性は軽視、無視されて、将来的に品種の集約が起こる可能性があると考えております。

以上です。

○坂本委員 種子の知見が流出していたというふうに言われました。これまでこの法律があつて流出していたのならば、またこれを復活してもやはり流出するわけですよ。知見が海外に流出するのしないと、この法律とは、復活することによつて防ぐことはできません。これまでも流出していくのであれば、そう考えるのであれば、ですから、これは全く、種子の知見の海外への流出、そこからさまざま問題が起きてくるということは、これは別の、種苗法の新たな問題として考えるものであるというふうに思います。

それから、民間の方が非常にコスト計算をして、大量生産をして集約されるのではないかといふようなお答えだたと思ひますけれども、都道府県は都道府県でこれまでどおりやつていくわけです。一番自分の地域に合つた種子の生産をやつていくわけです。原種の生産を。そして、それに高騰するというふうなことをおつしやつていてのか、お伺いをいたしたいと思います。

○金子(恵)議員 お答えいたします。

これまで、種子法の枠組みにおいて、都道府県が各地域の栽培条件や多様化する消費ニーズに応じて優良品種を生産し、これを国が予算措置で支えることによって、安価かつ安定的に農家に種子を供給してきました。

しかし、種子法の廃止により、国や都道府県の公的責務が後退することとなれば、公的資金の負担分が種子の価格に上乗せされることにより、種子の価格が高騰する可能性があります。また、種子の生産、流通、販売までが少数の種子会社の手に集中している近年の種子市場の動向を見ると、種子の生産、普及に関する業務を完全に民間の種子会社に委ねてしまつた場合、種子会社の販売戦略上有利な自主採種のできないF₁種を毎年高値で農家が買うこととなる事態も懸念されます。

このような種子価格の高騰により、農業生産のコストが増加することとなれば、それは最終的には消費者に転嫁されることになり、消費者が高いものを買わされることにつながりかねないということであつて、そういう集約化というのを出したわけですから、これはもう少し集約してコストを引き下げ、そして生産者に販売すべきではないかといふことでも、種子に関する集約化というのを出したわけですね。

うたつておりません。ですから、私は、廃止することによってこれは多様化していくというふうに考えます。

三四年四月四日、この農林水産委員会の大串博志委員からありますけれども、都道府県がしつかりと予算措置を持った上で、安価な種子を提供できる体制を維持し続けていくかというのは非常にやはり疑問があるんですね、そこに民間企業が入ってきて種子を独占するようなことがあつてしまふと、非常に高い種子が出来つて、結果として高いものを消費者が買わなければならなくなるというようなことになりますかといふうに発言をされております。

どういう事態を想定されて、このように種子が入ってきて種子を独占するようなことがあつてしまふと、非常に高い種子が出来つて、結果として高いものを消費者が買わなければならなくなるというようなことになりますかといふうに発言をされております。

それから、民間の方が非常にコスト計算をして、三井化学アグロが開発いたしましたみつひかりは一キロ四千円であります。大体十アールに三キロ必要ですで、一万二千円になります。ですから、言われるよう、十倍の価格がします、千二百円と一万二千円。一俵分ですね。

ところが、ヒノヒカリあるいはコシヒカリ等は、やはり九俵ぐらいです、反当たりの収量が。

そして、三井化学が開発したみつひかりの場合には、十二俵から十三俵、七百二十から七百五十キログラムとれます。ですから、四俵ぐらいの差があるわけです。一俵高くとも、四俵あれば、四俵余計にとれれば、それはどっちを選ぶかというのね。

もちろん、農業者のやはり経営手腕です。もちろん、それは、みつひかりの方は、外食米ですので値段が低い。ですから、トータル的にはどつちの方がもうかるかというのはわかりません。しかし、現実的に、今、千五百五十ヘクタールまで作付面積が伸びております。

これから水田農業というのは、私のところでは、十三の集落が一緒になつて株式会社をつくり、集落農組織、ネットワーク大津というのをつくりしております。ここで、ヒノヒカリをどれだけつくる、あるいは飼料米をどれだけつくる、そして、その中でみつひかりをどれだけ持つて、集落農組織、ネットワーク大津というのをつくります。

これから、あるいは飼料稻をどれだけつくる、要するに、作付をどうしていくのかというのは、これは農業者のやはり裁量、農業者の経営判断であります。ですから、民間企業が開発したのが高いからと

報告をしているところでございます。

いつて、それがそのまま全て高くなるというのは、これは間違いります。農家の方々はもつとやはり賢明であります。しっかりと經營というものを考えて、何をどう作付した方が一番いいかというものを考えながら、稻、そして大豆、あるいは麦、この作付をやっているわけでありますので、この指摘は当たらないというふうに思いました。

それから、そのほかにも、食料安保との種子法の廃止がかかるわづくるとか、いろいろな質問があつて、私もちょっと理解に苦しむところがあるんですけれども。

もう一つは、平成二十九年十一月二十九日に、これも亀井亜紀子委員から、これは外圧の問題であります。アメリカの業界等から要請があつたのではないか。USTRが、外國貿易障壁リスト、障壁報告書ですね、それに載せているのではない。だから、その外圧で種子法の廃止が行われたのではないかというような質問をされておられます。

これに対しても、私は政府の方から答えていただきたいと思いますけれども、外務省の方に、民主党政権時代も含めて、この十年間、アメリカのUSTRの外國貿易障壁リストの中に日本の種子法というが入つていたのかどうか、リストアップされていたのか、それを伺いたいと思ひます。

それから、農林大臣お見えでございますので、リストアップされていなくて、金米精米協会、精米連合というのがあります、USAライスカウンシルというのがありますけれども、こういうところからさまざまな働きかけがあつて、そしてこの種子法廃止に至つたのかどうか。

外務省と大臣の方にお伺いいたしたいと思います。

○小泉政府参考人 お答え申し上げます。

委員の方から御指摘ありました外國貿易障壁リスト、これは、アメリカにおきまして、これに基づいて、農林水産委員会議録第二十号

で、毎年、米国の行政府から大統領と議会に対して提出されている報告書でありまして、アメリカが貿易の相手国に対する関心事項について網羅的に記載したものというふうに考えております。これにつきましては、過去十年間にわたつてさかのぼつて調べましたけれども、我が国の種子法の廃止に関する内容の記述は特段ございませんでした。

○齊藤国務大臣 まず、私、大臣を拝命する前、二年間副大臣をやつておりますので、その前は自民党の農林部会長を二年間やつております。もう五年目になつてゐるわけでありますけれども、この間、アメリカないし米国の業界の方から種子法の廃止について要請があつたことは、少なくとも私に関する限り一切ありませんでした。

それから、この障壁リストには、多くのアメリカの業界団体が何とかしてほしいというものが、ほとんど、ほぼ全て網羅的に載つてゐるわけですから、この障壁リストは、その中からほんの一部署を、これはいけるというものを取り上げて、交渉しないかというふうに働きかけてくるわけでありまして、このリストにさえ載つていないものが、アメリカの意向であったと考えるのは、立論としても私は無理があるというふうに思つております。

○坂本委員 予算措置についても、各都道府県が仮に民間委託しても、それは交付税措置として措置されるということですので、私たちは、予算的には心配ない、そして、各県がそれぞれの裁量を持って、これから種子の生産あるいは技術開発、そういうものに励むのであろうというふうに思ひます。

私の地元の熊本県に、種子法の廃止についてどう思うかというようなことを聞いておりますので、まさにそういう事実がないといふことは、こういう外圧によつて廃止をされたといふのはやはり事実誤認といふふうに言わざるを得ないといふふうに思います。やはり、これは一つの風説でしかないといふふうに思ひます。

それから、これから国の予算がどうなるのかといふ問題があります。この種子法に関する予算措置というのは、もう既に補助金から交付金化されております。地方交付税というもので予算措置を立てております。だから、これまで種子法がありましたので、主要農作物種子法といふものを一つの根拠に置いてありますけれども、「主要農作物種子法は廃止されましたが、稻・麦・大豆の種子の安定供給はこれまでどおり行います。」ということを、各農協、市町村、あるいは農家にお配りをして、そして、このようにして、これまで以上の生産流通体制を

方交付税というものを交付されていかれるのか。総務省 非常に頑張つて、今回、そしてこれからも予算措置をしていくというふうなことでありますので、ぜひその辺のところを総務省にお聞かせいただきたいと思います。

○境政府参考人 お答えいたします。

平成三十年四月一日に主要農作物種子法が廃止をされましたが、都道府県は、その廃止後も、圃場審査などに関する事務につきましては種苗法に基づきまして、また、原種圃の設置などに関する事務につきましては農業競争力強化支援法に基づきまして、それぞれ従前と同様に実施することが見込まれると伺つております。

これを踏まえまして、総務省といたしましては、引き続き、これらの事務に要する経費につきまして地方交付税措置を講じることとしているものでございます。

○坂本委員 予算措置についても、各都道府県が都道府県の担当部局からお聞きしましたところ、全ての都道府県におきまして、平成三十年度も前年度とおおむね同程度の予算を計上し、種子供給に係る事務を実施する方針であるというふうにお聞きをしております。

そういう中で、いろんな動きが出てきています。例えば、民間開発品種を含めた多収性品種の導入のための実証事業に新たに取り組む県、また、他県や民間企業にも良質な種子を供給できるよう原種生産の施設を新たに整備しようとされている県、さらには、種子产地強化計画を策定する地域において、種子生産の担い手の掘り起こしですとか技術継承を新たに支援する県、そういう動きが出てきております。種子法廃止の考え方を踏まえまして、民の力を生かした種子供給体制や種子生産力の強化に取り組む県が出てきているといふふうに認識しているところでございます。

農水省といたしましては、こうした状況を踏まえた場合に、種子法廃止の考え方を踏まえた新たな動きが現場でも進んできているというふうに認識をしているところでございます。

○坂本委員 私たちが考える以上に、やはり農家あるいは都道府県はそれぞれ、自分たちの地域の特性、こういったものを考えながら民間とも連携して、これが非常に進んでいるということであります。

先ほど言いましたように、昭和五十三年の種苗法の改正、農産種苗法から種苗法になつて、知的所有権がかなり厳しいものになつて、そして稻、麦、大豆もそつちの方にまた再度組み込まれた。そのとき、あるいは六十一年の民間参入を認めたとき、そして平成十年の種苗法の大改訂、この子法というものは廃止をされてしまつた。わざでありますけれども、以降、やはりこの形だけが続いてきたということです。

それは、もう減反政策に入っていますので、あるいは米余りの現象になつておりますので、先ほど言いましたように、各都道府県がブランド米に走つた。こちらの鈴木先生の山形県ではつや姫を、私のところでは森のくまさんを、あるいはあきだこまちを、あるいは魚沼産コシヒカリを、さらには、北海道ではななつぼしを、こういったいろんなブランドをこの枠組みだけを使ってやつてきたということがこれまでの現状であります。

私は、ここで、やはり種子法が廃止になつて、そして新たなスタートを切つて、用途に応じた次の品種を開発する、これがこれから農政のあり方であり、その品種を見ながら、各農家が自分の裁量で、水田経営に資するような経営対策を自分たちの力で考えていく、自分たちの能力で考えていく、こういう農業になつていかなければ、今後の水田農業のおもしろさも、おもしろみもなくなつてくるというふうに思います。

私たち、一点、野党の皆さんたちと共通するところは、規制改革推進会議が提唱したことについて、これはやはり非常に疑問の余地もあります。それを党内でやはり論議をしていかなければなりません。

今回の市場法につきましても、これは森山国対委員長を座長に、九回の会合を重ねました。そして、いろんな現場の人も来ていただきました。最終的には、これを削除しないならば、この公共性を認めないと、國対委員長としてこの法律を通さないというところで森山座長は腹をくくら

れました。

農業取締法につきましても、ここにお見えの藤井先生を座長に、四回のPTをやりました。再評価が三年から十五年になる、そうすると安全性に

とき

につけ加えて、修正をして出していった。

私たち、このように、やはり現場の声を聞いて、そしてこれから農政にも資するような、そういう対策をしております。

委員長も筆頭もそうでありますけれども、北海道の生乳の流通改革のとき、指定団体廃止が出てたときもそうであります。私も畜酪小委員長として何回、根釧地区、釧路、根室、この地区に行つたかわかりません。そして、最終的に修正案をまとめたのは、夜中の、午前零時前でございました。そして、翌日の八時からの農林部会合同会議で皆さんの御了承を得たというようなことで、大変な苦労をしながらこの規制改革推進会議に対しては私たちも立ち向かつて、そこまでございまして、私は、この辺はお互いに協力するべきところは協力しなければいけないと思いますが、この種子法、主要農作物種子法の廃止につきましては、これは規制改革推進会議とは関係なく、やはり時代の流れとして、ここで区切りをつけおかなければいけないものであるということを主張いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○伊東委員長 次回は、明七日木曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時四十七分散会

（目的）

主要農作物種子法案

主要農作物種子法

（目的）

主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産につ

いては場審査その他の措置を行うことを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「主要農作物」とは、稻、小麦、大豆をいう。

（定義）

第二条 この法律で「ほ場審査」とは、都道府県が、種子生産ほ場において栽培中の主要農作物の出穂、穗ぞろい、成熟状況等について審査することをいい、「生産物審査」とは、都道府県が、種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について審査することをいう。

（ほ場の指定）

第三条 都道府県は、あらかじめ農林水産大臣が都道府県別及び主要農作物の種類別に定めた種子生産ほ場の面積を超えない範囲内において、譲渡の目的をもつて、又は委託を受けて、主要農作物の種子を生産する者が経営するほ場を指定種子生産ほ場として指定する。

（ほ場の指定）

第四条 都道府県は、指定種子生産ほ場の経営者（以下この条及び第六条において「指定種子生産者」という。）は、その経営する指定種子生産ほ場については場審査を受けなければならない。

（審査）

第五条 都道府県は、ほ場審査又は生産物審査の結果、当該主要農作物又はその種子が前条第五項の都道府県が定める基準に適合すると認めるときは、当該請求者に対し、農林水産省令で定めるほ場審査証明書又は生産物審査証明書を交付しなければならない。

（ほ場審査証明書等の交付）

第六条 都道府県は、指定種子生産者又は指定種子生産者に主要農作物の種子の生産を委託した者に対し、主要農作物の優良な種子の生産及び普及のために必要な勧告、助言及び指導を行わなければならない。

（原種及び原原種の生産）

第七条 都道府県は、主要農作物の原種ほ及び原種ほの設置等により、指定種子生産ほ場において主要農作物の優良な種子の生産を行つたために必要な主要農作物の原種及び当該原種の生産を行つたために必要な主要農作物の原原種の確保が図られるよう主要農作物の原種及び原原種の生産を行わなければならぬ。

（原種及び原原種の生産）

第八条 都道府県は、都道府県以外の者が経営するほ場において主要農作物の原種又は原原種が適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該ほ場を指定原種ほ又は指定原原種ほとして指定することができます。

（指定）

第九条 第三条第二項の規定は前項の指定について、第四条から前条までの規定は同項の指定原種ほ又は指定原原種ほにおける主要農作物の原種又は原原種の生産について準用する。

（優良な品種を決定するための試験）

第十条 都道府県は、当該都道府県に普及すべき

る基準に準拠して都道府県が定める。

（前項）

第六条 前項の農林水産大臣が定める基準は、主要農作物の優良な種子として具備すべき最低限度の品質を確保することを旨として定める。

（品質）

第七条 第四項の規定により審査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

（身分）

第八条 都道府県は、當該都道府県に普及すべき

（前項）

主要農作物の優良な品種を決定するため必要な試験を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(農業競争力強化支援法の一部改正)

第二条 農業競争力強化支援法(平成二十九年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第四号を削る。

(国及び都道府県以外の者の能力の活用)

第二条 国及び都道府県は、国内外の多様な需要に応じた主要農作物の生産の確保に資するため、国及び都道府県以外の者(日本の国籍を有しない人、外国政府及びその代表者並びに外国の法人又は団体以下この条において「外国人等」という。)並びに法人又は団体であつて外国人等がその代表者であるもの、外国人等がその役員の三分の一以上を占めるもの又は外国人等により直接に占められる議決権の割合と外国人等により外資系日本法人等(外国人等により直接に占められる議決権の割合が農林水産省令で定める割合以上である法人又は団体をいう。)を通じて間接に占められる議決権の割合として農林水産省令で定める割合とを合計した割合がその議決権の三分の一以上を占めるものを除く。)の能力を活用した主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び普及が図られるよう配慮するものとする。

理 由

主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産については場審査その他の措置を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第八号

農林水產委員會議錄第二十號 平成三十年六月六日

一六

平成三十年六月二十一日印刷

平成三十年六月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

0